

一般事業

都道府県労働局長 殿



一般事業主行動計画を（策定・変更
第1項又は第4項の規定に基づき、下

- 1. 常時雇用する労働者の数
 〔男性労働者の数
 〔女性労働者の数
- 2. 一般事業主行動計画を（策定・変更
- 3. 変更した場合の変更内容
 ① 一般事業主行動計画の計画期間
 ② 目標又は次世代育成支援対策の
 計画策定・変更届の事項に変更
 ③ その他
- 4. 一般事業主行動計画の計画期間
- 5. 規定整備の状況
 ① 有期契約労働者も対象に含めた
 ② 有期契約労働者も対象に含めた
- 6. 一般事業主行動計画を外部へ公表し
- 7. 一般事業主行動計画の外部への公表
 ① インターネットの利用（両
 （ ））
 ② その他の公表方法
 （ ）
- 8. 一般事業主行動計画の労働者への周知
 ① 事業所内の見やすい場所への掲
 ② 書面の交付
 ③ 電子メールの送信
 ④ その他の周知方法
 （ ）
- 9. 次世代育成支援対策の内容（第二面
- 10. 次世代育成支援対策推進法第13条に
- 11. 次世代育成支援対策推進法第15条
 申請をする予定

主行動計画策定・変更届

（日本工業規格 A 列 4）

届出年月日 令和2年2月20日

（ふりがな）しゃか
一般事業主の氏名又は名称 社会福祉法人みぎわ会

（法人の場合）（ふりがな）りじも
代表者の氏名 理事長 長 来住 壽一

主たる事業 老人福祉・介護

住所 〒677-0064

兵庫県 西脇市八坂町 213-1

電話番号 0795-2-1358

のぞ、次世代育成支援対策推進法第12条

記

159 人（うち有期契約労働者 65 人）

34 人

125 人

）した

内容（関係都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動
を及ぼすような場合に限る。）

令和2年4月1日～令和

令和7年3月31日

育児休業制度（有）

その他の国立支援制度（有）

た日は公表予定

方法

立支援のひろば・自社

のホームページ・その他

）

知の方法

示又は備付け

）

）

・第三面に記載すること）

に基づく認定（くるみん認定）の申請をする予定

（有・無・未定）

の2に基づく特別認定（プラチナくるみん認定）の

（有・無・未定）

一般事業主

主行動計画の提出者（代表者）の氏名 管理部長

（ふりがな）りう てつや

担当者の氏名 若生 哲也

行動計 指針

[illegible]

つく産産後休	休業	から働く方
による退職者に	業な	等、雇用保
	ついて	と諸制度の
		の再雇用制
(第二面・第三面)		
次世代育成支援	三面)	
の女性労働者の	対策	の内容とし
及び相談体制の	健康	の確保につ
内の休暇の取得促	整備	の実施
法の育児休業制度	進	
しやすく、職場復	を上回	る期間、回数
児休業取得を促進	帰しや	すい環境の整
に関する規定の整	するた	めの措置の実
労働条件に関する	備、労	働者の育児休
期間中の代替要員	員項に	ついての周知
をしている労働者	の確保	や業務内容、
後における原職の	職業	能力の開発及
見直し	又は原職	相当職への
得し、又は子育て	てを行	う女性労働
めの、次のいず	れか	一つ以上の取
働者に向けた取組	とした	、出産及び
女性労働者を対象	を支援	するための
イメージの形成	を性労働	者をマッ
ールモデルと女	性労働	者について
く上での悩みベ	心配	事について
続的に支援させ	る取組	は子
業からの復職後	は子	育て中の女
めの取組又はキ	ヤリ	ア形成を支
として男性労働	者が従	事してきた
置するための検	証や	女性労働者
の手前の職階にあ	る女性	労働者を対
に必要なるマネジ	メン	能力等の付
に向けた取組等	の取組	の活
ップ等による女性	の管	理職研修等
する研修等の取	る行	う女性労働
働者の育成に取	び働	き方の見直
けながら子育て	中長	期的に処遇
る要な業務体制	び人	事評価制度
業等取得して	きる	たのいずれ
うな昇進基準及	労働	者に対する
る労働者が利用	労働	者に対する
上の子を養育する	は繰	下げの制度
上の子を養育する	る事業	所内保育施
カスタム制度	たの	サービスを
終業時刻の繰上げ	休暇に	ついて、時
労働者が利用でき	は繰	下げの制度
労働者が子育て	る事業	所内保育施
の看護のための	たの	サービスを
の導入	休暇に	ついて、時
に対する職務や		
労働者の社宅への	勤務地	等の限定制
施など子育てを	入居	に関する配
法に基づく育児	しな	な

[illegible]

 筑波大学		 教育学部		 教育科学科	
1	教育科学科の概要	2	教育科学科の沿革	3	教育科学科の組織
4	教育科学科の教育	5	教育科学科の研究	6	教育科学科の社会貢献
7	教育科学科の国際化	8	教育科学科の未来	9	教育科学科の問い合わせ
10	教育科学科の募集	11	教育科学科の卒業生	12	教育科学科のお問い合わせ

(記載)

要領)

1. 「届出年月日」欄は、都道府県労働局長に「一般事業主行動計画策定・変更届」(以下「届出書」という。)を提出する年月日を記載すること。
2. 「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、主たる事業、住所及び電話番号」欄は、申請を行う一般事業主の氏名又は名称、主たる事業、住所及び電話番号を記載すること。氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合は、法人の名称、代表者の氏名、主たる事業、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載すること。代表者の氏名については、主たる事務所の電話番号を記載すること。
3. 「一般事業主行動計画を(策定・変更)」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
4. 「1. 常時雇用する労働者の数」欄は届出書提出の日又は提出する日以前の1か月以内のいずれかの日において常時雇用する労働者の数、うち有期契約労働者の数及び男女別労働者の数を記載すること。
5. 「2. 一般事業主行動計画を(策定・変更)した日」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
6. 「3. 変更した日」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
7. 「3. 変更した場合の変更内容」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
8. 「4. 一般事業主行動計画の計画期間」欄は、策定した一般事業主行動計画の計画期間の初日及び末日の年月日を記載すること。
9. 「5. 規定整備の状況」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
10. 「6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日」欄は、策定した一般事業主行動計画を「両立支援のひろば」等に公表した年月日又は公表を予定している年月日を記載すること。
11. 「7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法」欄は、該当するものの番号を○で囲み、①を○で囲んだ場合は、括弧内の具体的な方法を○で囲むか、記載すること。②を○で囲んだ場合は、①以外の公表の方法を記載すること。なお、当該欄については、公表が義務である事業主については、必ず記載すること。また、努力義務である事業主については、公表を行っている場合に記載すること。
12. 「8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法」欄は、該当するものの番号を○で囲み、④を○で囲んだ場合は、①から③以外の周知の方法を記載すること。なお、当該欄については、周知が義務である事業主については、必ず記載すること。また、努力義務である事業主については、周知を行っている場合に記載すること。
13. 「9. 次世代育成支援対策の内容」欄は、一般事業主行動計画策定指針(平成 年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 号)において一般事業主行動計画の策定に盛り込むことが望ましいとされている事項を定めた場合は、その記号(1の(1)のアから(5)の(1)から(5))を○で囲み、その他の項目を定めた場合は1の(1)の「その他」、1の(2)の「その他」又は2の「その他」に記載すること。変更届の場合は、変更後の一般事業主行動計画の内容として定められた項目の全てについて○で囲み、又は記載すること。
14. 「10. 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定(くるみん認定)の申請をする予定」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
15. 「11. 次世代育成支援対策推進法第15条に基づく特例認定(プラチナくるみん認定)の申請をする予定」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

社会福祉法人みぎわ会
一般事業主行動計画（第4回）

令和2年2月15日

第2回行動計画を継続し、さらに次世代を担う子どもたちに働
さを学ぶ場を提供し、同時に親と子どもの関係作りを支援する。
における介護の現場を子どもたちに見てもらい、これからの日本
考える機会とする。

くことの喜びや大変
また、少子高齢社会
の姿や自分の将来を

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの

2. 内 容 雇用環境の整備以外の次世代育成支援対策

間の5年間

目 標：子どもが保護者である労働者の働いている姿や職場を
きる「子ども参観日」の実施

3. 対 策

実際に見ることがで

・ 令和2年4月～3年3月 第10回「子ども参観日」の実施、

・ 令和3年4月～4年3月 第11回「子ども参観日」の実施、

次回に向けての検討

・ 令和4年4月～5年3月 第12回「子ども参観日」の実施、

次回に向けての検討

・ 令和5年4月～6年3月 第13回「子ども参観日」の実施、

次回に向けての検討

・ 令和6年4月～7年3月 第14回「子ども参観日」の実施、

次回に向けての検討

次回に向けての検討

以上